発議第4号

所得税法第56条の廃止を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出したいので、瀬戸内市議会会議規則(平成16年瀬戸内市議会規則第1号)第14条第1項の規定により提出します。

令和2年3月17日 提出

瀬戸内市議会議長 日下 敏久 様

提出者 瀬戸内市議会議員 厚東 晃央

賛成者 瀬戸内市議会議員 石原 芳高

(提案理由)

中小企業を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、所得税法第 56条により、必要経費として認められていない。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも自立できない状況であり、後継者不足に拍車をかける要因にもなっている。

そのため、家族従業者の人格・人権、労働が正当に評価されるよう、所得税 法第56条を廃止することを求めるものである。

所得税法第56条の廃止を求める意見書(案)

中小企業は、地域経済の担い手として、日本経済の発展に貢献してきました。 その中小企業を支えている家族従業者の「働き分」(自家労賃)は、税法上、 所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必 要経費に算入しない」(条文要旨)により、必要経費として認められていません。

事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。

家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけています。

家族従業者の人格・人権、労働が正当に評価されるために、税法上、民法、 労働法や社会保障上でも家族労働者の人権保障の基礎をつくるため、所得税法 第56条を廃止することを求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

岡山県瀬戸内市議会

内閣総理大臣様財務大臣様法務大臣様